

第5弾

住宅等防犯対策補助金のご案内

最大 1万円補助

令和8年度!

市内の
犯罪増加中!

**※65歳以上の方・
障害者手帳をお持ちの方は
2回目**の申請が可能です

※令和8年度中に65歳になる方も対象となります。

申請条件

- ☑ 令和8年2月1日から令和9年2月28日までに実施した防犯対策が対象
- ☑ 補助対象経費の2分の1補助(1,000円未満の端数は切り捨て)
- ☑ 申請は令和8年4月1日から令和9年3月12日まで
- ☑ 市内の販売店で購入・設置をしたもの
- ☑ 申請は市内の1つの住宅等につき1回のみ

対象者	補助対象となる防犯対策	補助割合
当該補助対象事業を実施した市内の住宅等の所有者、使用者、管理組合	(1) 防犯カメラの設置 ※設置場所・撮影範囲が住宅等の敷地内(原則室外撮影)で、近隣住民のプライバシー保護に留意していること (2) 防犯フィルムの取付 (3) 人感センサーライトの設置 (4) モニター付きインターホンの取付 (5) 防犯性の高い錠・補助錠の取付 (6) センサーアラームの取付 (7) 詐欺防止電話機器の設置 (8) その他市長が認める住宅設備 例：面格子、防犯砂利(防犯機能を備えた砂利に限る。)、ダミーカメラ、防犯ガラス等	実支出額の2分の1 (上限10,000円) ※1,000円未満の端数がある場合は切捨て ※複数の設備を合わせて申請することもできます。補助額の上限は変わりません。 ※2,000円以上の商品のご購入が補助対象となります。

申請方法

令和8年4月1日から令和9年3月12日までに「自治振興課窓口へ提出」または「電子申請」

※電子申請については下記2次元コードをスマートフォン等で読み込み、お手続きをしてください。

必要書類	注意事項
1 申請書兼請求書 市HPからダウンロードまたは自治振興課窓口で配布	※申請者は 建物の所有者・使用者・管理組合 とし、申請者名義の振込先口座の記入をお願いします。 ※2回目申請における申請者は、 市内の建物に居住している65歳以上の方 もしくは 障害者手帳をお持ちの方 としてください。ただし、障害者手帳をお持ちの方が 未成年 の場合、申請者・振込先口座名義は 未成年の方と同世帯の方(成年の方) としていただきますようお願いいたします。
2 補助対象事業の宛名入りの領収書 (コピー可) ※宛名のない領収書は 原本提出	宛名、購入日または施工日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称・住所等が記載されているもの ただし、障害者手帳をお持ちの方が 未成年 の場合、 領収書の宛名は未成年の方と同世帯の方(成年の方) としてください。
3 購入物や施工の内容が記載された書類	※左記事項が領収書に記載されている場合は不要
4 写真 ※補助対象となる全商品の設置写真のご提出をお願いします。	設置後の写真 ※モニター付きインターホンの場合は、室内(モニター側)と屋外側の写真の提出をお願いします。
【2回目の申請で 障害者手帳をお持ちの方 】 各手帳の写し	顔写真が写っている部分(見開き)の写しを提出してください。
5 【店舗・事業所を使用者が申請する場合】 建物等を使用していることが分かる書類	公共料金の領収書、契約関係の写し等

◎予算の上限に達した場合は、申請期間中に受付を終了します。

申請書ダウンロード・電子申請

ホームページ⇒



電子申請⇒



質問	回答
いくら買えば申請ができるか。	2,000 円以上の商品の購入が対象となります。複数の商品を組み合わせての申請も可能です。
ネットで購入したものは、補助の対象になりますか。	対象になりません。市内店舗で購入・設置した商品が補助の対象となります。
対象商品の 交換 は、補助の対象になりますか。	故障・破損などによる同一商品の購入・設置は対象外となります。